

たつの市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月29日

たつの市長

↓ 本 実

たつの市条例第20号

たつの市体育施設条例の一部を改正する条例

たつの市体育施設条例（平成17年条例第184号）の一部を次のように改正する。
別表第1に次のように加える。

たつの市人工芝多目的グラウンド	たつの市御津町碓岩318番地1
-----------------	-----------------

別表第2中

たつの市牧運動公園	12月28日から翌年1月4日まで の日	を
たつの市揖保川グラウンド		
たつの市御津運動場		

たつの市牧運動公園	12月28日から翌年1月4日まで の日	に改める。
たつの市揖保川グラウンド		
たつの市御津運動場		
たつの市人工芝多目的グラウンド		

別表第3に次のように加える。

たつの市人工芝多目的グラウンド	午前6時から午後7時まで
-----------------	--------------

別表第4の1 体育館、スポーツセンター（団体使用料）の項中

第2卓球場	50	25	25	50	50	35	35	70	を
競技（1台）	0	0	0	0	0	0	0	0	
場 上記以外	1,000	500	500	1,000	1,000	700	700	1,400	
ミーティング室	500	250	250	500	500	350	350	700	

柔道場	1,000	500	500	1,000	1,000	700	700	1,400	に改め、
第1研修室	500	250	250	500	500	350	350	700	

第2研修室	50	25	25	50	50	35	35	70
	0	0	0	0	0	0	0	0

同項備考2中

「姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市」を

「相生市 上郡町 佐用町 宍粟市」に改め、

同表2 体育館、スポーツセンター（個人使用料）の項中

新宮スポーツセンター	卓球場・トレーニング室	2時間	1回券 200 11回券 2,000	1回券 100 11回券 1,000
揖保川スポーツセンター				
御津体育館				

揖保川スポーツセンター	卓球場・トレーニング室	2時間	1回券 200 11回券 2,000	1回券 100 11回券 1,000
御津体育館				

同項備考1中

「姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市」を

「相生市 上郡町 佐用町 宍粟市」に改め、

同表4 たつの市新宮武道場の項備考中

「姫路市・相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市」を

相生市 上郡町 佐用町 宍粟市

に改め、

同表5 たつの市牧運動公園の項備考2中

姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市

を

相生市 上郡町 佐用町 宍粟市

に改め、

同表6 たつの市揖保川グラウンドの項中「たつの市揖保川グラウンド」を「たつの市揖保川グラウンド」に改め、同項備考2中

姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市

を

相生市 上郡町 佐用町 宍粟市

に改め、

同表7 たつの市御津運動場の項備考2中

姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市

を

相生市 上郡町 佐用町 宍粟市

に改め、

同表に次の1項を加える。

8 たつの市人工芝多目的グラウンド

区分	使用料
グラウンド	1時間 2,500円

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の10倍に相当する額とする。
- 2 市外居住者（法人にあっては、その所在地）が使用する場合は、この表に規定する使用料（1の規定の適用がある場合は、その規定を適用した後の額）に

その50パーセントに相当する額を加算する。ただし、次の表に掲げる市町に住所を有する者にあつては、この限りでない。

市町	相生市 上郡町 佐用町 宍粟市
----	-----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4の1 体育館、スポーツセンター(団体使用料)の項及び同表2 体育館、スポーツセンター(個人使用料)の項の改正規定(備考中の改正規定を除く。) 令和8年10月1日

(2) 附則第3項の規定 公布の日

(経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後のたつの市体育施設条例別表第4の規定は、令和8年10月1日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 たつの市人工芝多目的グラウンドの設置に必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。